

さぬき市障害者差別解消条例検討委員会（第1回）会議録【要旨】	
日時	平成30年11月19日（月曜日）13時30分～15時00分
場所	さぬき市長尾支所 2階201・202会議室
出席者	<p>[委員] 計8名 吉田委員（委員長）、六車委員（副委員長）、岡村委員、小倉委員 眞子委員、笠井委員、上原委員、久米委員</p> <p>[事務局] 計5名 健康福祉部：間島部長 市民部人権推進課：山田課長 健康福祉部長寿障害福祉課：藤井課長、山本主事、岩見副主幹</p>
欠席者	<p>[委員] 計3名 井原委員、蓮澤委員、森委員</p>
傍聴者	計1名
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 さぬき市健康福祉部長あいさつ 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 委員長・副委員長の選出 6 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本条例の趣旨について (2) 条例骨子案について (3) その他 7 閉会
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 さぬき市障害者差別解消条例（案） ・ 資料2 さぬき市障害者差別解消条例 骨子案 ・ 資料3 他自治体関連条例全文比較表 ・ 資料4 さぬき市障害者差別解消条例検討委員会設置要綱 ・ 資料5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ・ 資料6 さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例 ・ 香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（啓発リーフレット）
会議の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議の成立 事務局より、さぬき市障害者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数以上の出席があり、会議が成立していることを報告した。 2 会議の公開の決定 事務局が、さぬき市附属機関等の会議の委員の構成及び会議の公開に関

	<p>する指針の規定に基づいて、会議の公開について諮り、全ての委員の了承を得て、公開することに決定した。傍聴人が入室する。</p> <p>3 さぬき市健康福祉部長挨拶 健康福祉部長より挨拶を行った。</p> <p>4 委嘱状交付 健康福祉部長が、各委員に対して委嘱状の交付をした。</p> <p>5 委員紹介 各委員が自己紹介をした。</p> <p>6 委員長・副委員長の選出 さぬき市障害者差別解消条例検討委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により、吉田委員を委員長に選出し、副委員長に六車委員を選出した。吉田委員長及び六車副委員長が挨拶をした。</p> <p>7 議事 (1) 本条例の趣旨について 事務局より、条例制定の経緯・趣旨及び条例の検討方針について説明した。 委員から質問や異議は無かった。</p> <p>(2) 条例骨子案について 《事務局より、条例の前文から第3条の基本理念までについて条例内容の説明》</p>
(委員)	<p>第2条の「市民」の定義について、私たちの考えている市民と違う。市民と言ったらそこに籍がある人ではないか。しかも住民だけを言うのかと思ったら、そこに通勤し通学するものまで含むというのはダブルスタンダードではないか。市民と言うと限られてしまうので、「等」をつけた方が分かりやすいのではないかと思う。</p>
(委員)	<p>東部養護学校では、さぬき市に住所がある児童生徒はだいたい4分の1で、後の4分の3は三木町、東かがわ市、高松市である。さぬき市の「市民等」と言うことで広く捉えると本校に通ってくる生徒たちが条例によって守られると言うことでありがたい。</p>
(事務局)	<p>「市民」を「市民等」に改める。</p>
(委員)	<p>第2条第1項の障害者の定義について、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」とあるが、難病の記述が無いが。</p>
(事務局)	<p>「その他の心身機能の障害」に難病も含まれている。法の表現に合せた。</p>
(委員)	<p>前文にある「障害のある人に対する区別、排除、制限などによる不当な差別的取り扱いが存在しており」の「区別」が気になる。「区別」は人によってとらえ方が違い、これがむしろ障害者の人が特定の場所においては区別してほしいと願う場合にならぬのかなと思う。世界的流れはインクルーシブと</p>

	<p>いった流れの中で「区別」でいいのかとちょっと引っかかる。区別があった方が助かる人もいれば、あったら困る人もいる。私としては区別が欲しい時がある。</p>
(委員)	<p>例えば区別と言う言葉で説明を与えなければ分からないということであれば取った方が誤解を招かない。</p>
(委員)	<p>これは現在のことを書いている表現であって、さぬき市で区別してはいけないとかそういうことではない。</p>
(委員)	<p>どちらかという区別にはいい意味があって、障害の人だからこうしたほうがいいですよといういい意味で分けているのを言われている。望んでもいないのに勝手に分けられることが差別であると。差別と区別の文言が混在している。悪い意味の中に区別を入れるのはどうですかということ。</p>
(事務局)	<p>委員が言われたように、最初からあなたはできないでしょうと区別する不当な差別が存在しているので解消しましょうという趣旨である。前文 4 行目「しかし、依然として障害のある人に対する不当な区別、排除、制限などによる差別的取り扱いが存在しており…」に変更する。</p>
(委員)	<p>「障害のある人もない人も」という言葉を聞いた時に、もちろん平等ではあるが、同じ扱いかなど言うことを考える。今の世の中自己責任と言うが、それは常に自分で物事を判断できる、自分で発言できる個人を対象として言っている。障害者が自分の体に苦しんでいて我慢していて、ほんとはしたいがなかなか発言できない。親からも「大人しくしておけ」と押さえられてきた。「障害のある人もない人も」という言葉ですっと流れていくことに引っかかりがある。もちろん扱いは平等であるが、どちらかいうと自己責任と言う風潮が特に今ある。特にグローバル化、競争社会であるが故に。長く苦勞してきた人（障害者）にとっては、ようやく私らの話を聞いてくれたかなと思った。</p> <p>《事務局より、条例の第 4 条から第 13 条までについて条例内容の説明》</p>
(委員)	<p>第 9 条の相談体制に守秘義務というのを書いていただきたい。委託した事業所の職員が必ずしも市職員と同じような状態ではない。知り得た委託内容を漏らさない、職を退いた後も知り得たことは同様とするとかいうのをに入れていただきたい。</p>
(事務局)	<p>守秘義務の条項を設けるか改めて検討する。</p>
(委員)	<p>相談された場合に市で解決できない場合に県に上げるということだが、県との了解はできているのか。</p>
(事務局)	<p>当事者の間に市が入って解決すればいいが、それでも折り合いがつかない、解決に至らない場合は、県条例に基づき県障害福祉課に相談する流れとなり、市はその支援を行うこととなる。この場合もう一度一からということにはならない。経緯の中でも解決しないということ踏まえて県に上げるこ</p>

	とから、当然その交渉経緯も含めて進達することになる。
(委 員)	条例の名称について、ちょっと考えさせるヒントになるような言葉を入れた方が良くはないか。
(事務局)	題名についても委員会の検討事項に含まれる。他の市町を参考に、こういった表現の方が良いということがあればご意見をお伺いしたい。こういう言葉を入れてもらいたいと言うのであれば、それが入った案を事務局の方で提示する。
(委 員)	私は、前文の下にある障害者計画の基本理念を入れていただいたら良いと思う。差別と言う言葉を入れたら限定的になるので。
(委 員)	第 6 条の 1 行目「障害者の性別、年齢」が入っている意味というか、他の市町にはそこまで性別年齢は入っていない気がするが、そのあたりの事務局の意図は？これを併記するのであれば性別、年齢に応じた合理的配慮等の結構具体的なものにせざるを得ないという意味合いになってくると思う。最近、性別と言えば性同一性障害などと言うこともあるが。
(事務局)	障害者差別解消法には障害に対する差別だけでなく、それにプラスアルファとして年齢や性別の差別も加えられている。合理的配慮でも男性、女性でやり方が違う、子どもと大人でもやり方が違い、その人にあった配慮を考えなければいけないということ。
(事務局)	男性だから合理的配慮のこれをしなければいけないとか女性だからこれをしなければならないというような取り方をした場合に、トランスジェンダーの方などが、この条文をそういう意図で捉えたらどうなのかという懸念がある。
(事務局)	対象となる障害者の方に合った合理的配慮を提供するという意味において、この障害者の性別、年齢、障害の状態に応じたという表現が適切か、社会の情勢や性別という概念もここ 2~3 年の間に変化があることから、この表現については検討し、次回事務局としての考えを示す。
(委 員)	第 5 条の市民の役割について表現がすごく優しい。例えば香川県とか他の自治体は「何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と明示してあるが、さぬき市はなぜしないのか。もともとモラルの問題であって障害者に害を与えてはいけないことはわかっていることとは思いますが、現実としてそうではないので明示してはいかがか。
(委 員)	本当は（差別を）禁止してほしいが、法律でも禁止となるときついから解消法という柔らかい表現になったと聞いている。本当のところは禁止してほしいという声を、精一杯どこかに潜らせておきたいと私も感じている。
(事務局)	ここはどちらになっても条例としてはかまわない。法律は国民も事業者も責務としてしなければならないとしているので。市の姿勢として義務的な表現をした方が良く言うのであればそれはできる。ただ、今は「役割」とな

<p>(委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>っているが、しなければならぬとなると「責務」と置き換えた方が内容と見出しとが一致する。この委員会で議論いただきたい。</p> <p>県条例 8 条は重要。障害を理由とする差別の禁止をはっきりと出した方がいい。</p> <p>全体のバランスと言うことも出てくると思うのでどの部分にこの責務の部分、障害を理由とする差別の禁止の条文を入れるかと言うことも含めて検討していきたい。</p> <p>(3) その他</p> <p>事務局より、今後のスケジュールについて説明した。第 2 回の検討委員会については、後日開催日を通知することを伝え、了承を得た。</p> <p>8 閉会</p> <p>(終了)</p>
--------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------